

An Overview of Research Misconduct and Similar Issues in Japan : From Newspaper Articles (Part 9)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1183

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

— 新聞報道記事から（その9）—

An Overview of Research Misconduct and Similar Issues in Japan

From Newspaper Articles (Part 9)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

日経新聞の記事「論文 ネットで事前公開」（2018年5月21日付け朝刊9面）によれば、論文査読に時間がかかるので先取権確保などのため、論文を出版前にネット上で公開する動きが広がっている。また、むしろ研究者を募って研究を加速するため「プレプリントサーバー」だけで論文を公開する動きも広がっている。査読制度は、IT技術の進展・学術誌の高騰などもあって変化しつつあり、今後は、ドイツの学術出版社が2017年に試験運用したインテリジェント・クラウド査読システムのような仕組み（投稿→多数の登録済み専門家がオンラインで査読→正式な論文出版）が発展するのかもしれない。

論文のネット公開という点では、ネット専用の学術誌の急増も注目される。毎日新聞の記事「粗悪学術誌：ネットで急増 査読ずさん、掲載料狙いか」（2018年4月3日付け朝刊1面、関連記事26面）によれば、ネット専用の学術誌に、査読が不十分な論文を載せる低質な学術誌があり、それらが急増中で、日本学術会議でも問題になっている。続けて毎

表1：研究不正等の事例件数（2011）

研究不正等の種類	件数	割合 (%)
捏造・偽造・盗用	11	5.7
その他の研究不正	11	5.7
アカハラ	27	14.1
セクハラ	11	5.7
研究費不正	18	9.4
その他	124	64.6
合計	192	100

(注) 表は主に筆者が集めた2011年の新聞記事等をもとに作成した。表の「その他」は、個人情報の流出、様々な法律・条例違反を含む。

日新聞は、2018年9月3日付けWeb版の記事「ネット専用 粗悪学術誌、九大が対策 学内で投稿自粛指導」や「粗悪学術誌 論文投稿、日本5000本超 業績水増しか」で、九州大学は、論文の信用を落とすので、ネット専用の学術誌のうちハゲタカジャーナルと呼ばれる粗悪な学術誌への投稿は避けるよう指導しているという。さらに毎日新聞は、2018年9月14日付けWeb版の記事「粗悪学術誌 投稿の准教授「査読素通り」 背景に教授圧力」で、ある国立大学の准教授の経験——指導教授に論文投稿をせき立てられて利用したが、疑問を感じるようになり、2016年を最後に投

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

稿を止めた——を伝えている。准教授は、すぐ論文が載るからと投稿を続けていると能力が衰えて粗悪な学術誌から抜け出せなくなる、と警鐘を鳴らしたという。同様の問題や対策は、有田正規著『科学の困ったウラ事情』岩波書店（2016）の「ハイエナ学術出版」（54頁以下）でも指摘された。

さて、拙稿（文献1）に続けて本稿では、主に2011年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防を考えるさいの参考資料として供したい。整理した結果は表1の通りである。件数は合計192件だが、重複の場合や件数を数えにくい場合もあり、概数である。以下では重大な研究不正を中心に概観する。

重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正の事例11件は表2にまとめた。クラウド査読で発覚した3事例が目立っている。

（1）事例1は、広島大学では初の博士の学位の取り消し事例である。

駒形哲哉・准教授（慶應大学）は、GM著『中国の中小企業信用保証制度』溪水社（2009）について、自著『移行期中国の中小企業論』税務経理協会（2005）からの盗用があると気づくと、その旨、GMに指摘した（2009年8月）。GMは、広島大学を2007年3月に修了し、博士（学術）の学位を授与されていた。GMの著書は、学位論文「中国の中小企業信用保証制度に関する研究」（2007年3月）をもとに書かれていた。そこでGMは、2009年8月25日、駒形哲哉・准教授から盗用を指摘された旨、メールで大学に連絡した。

GMからのメール連絡を受けて調査した結果、大学は、GMの学位論文（約24万字）は

駒形哲哉・准教授の著書から合計・約4300字の盗用を行っていた、と認定した（2010年8月24日）。例えば、学位論文の要点を冒頭にまとめた「本研究の成果」の部分は約45%（約1000字）が盗用だった。大学の調査に対し、GMは、提出期限に追われて引き写してしまった、不注意で引用の記載を忘れた、と認めた。また、学位論文を審査した3教授は、見落とした、と釈明した。

大学は12月21日、学位授与の取り消し・学位記の返還について審議して決定した。GMは不服を申し立てなかった。大学は、2011年1月18日、学位取り消しを発表したが、関係者は処分せず、研究倫理の取り組みや博士論文の審査体制を強化することにした。GMの著書は回収・絶版となった。

（2）事例2は、学外から論文不正疑惑を告発する文書が届いたので大学が調査した結果、教授の論旨解雇と、博士（医学）の学位の取り消し2件という結末に至った事例である。

2011年1月31日、獨協医科大学・教授HYらの研究グループが発表した27論文（2002～11年）に不正の疑いがある、と指摘する申立書（1月28日付け、添付資料5件、別紙4件）が、同大学・内部監査室に届いた。申立書は、画像データや実験データの流用40件（捏造、改竄、その複合）や二重投稿3件の疑いがある、と詳しく述べていた。また、27論文の一部は、厚生労働省などの公的補助金（科学研究費）を受けたと指摘していた。そこで大学は、調査委員会を設置し、指摘27論文以外にも対象に含めて、調査を開始した。厚生労働省と文部科学省は大学に調査結果を報告するよう求めた。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2007年3月	広島大学・大学院・社会科学研究所	元大学院生GM (33、女、中国人・留学生)	盗用（無断引用）	博士（学術）の学位取り消し、学位記返還、著書の回収・絶版、文献2参照
2	2004～10年	獨協医科大学	教授HY (56、男)ら	改竄	論旨解雇、博士（医学）の学位取り消し2件、文献3参照
3	2009年	東北公益文科大学	名誉教授・非常勤講師MH (72、男)	盗用（著作権侵害）	非常勤講師の解職、名誉教授の返上、紀要の回収・再発行、文献4参照
4	1996～2010年	三重大学、名古屋大学	准教授AN (45、男)	偽造・捏造（11論文）	懲戒解雇（三重大学）、論文撤回（2論文以上）、文献5参照
5	1997～2011年	熊本大学、名古屋市立大学	(1) 教授OK (57、男)、(2) 准教授HN (43、男)、他	(1) メンタリング、(2) 捏造、改竄	撤回・訂正19論文、(1) 停職6カ月、(2) 懲戒解雇相当、文献6参照
6	2000～2010年度	金沢大学・医薬保健研究域・医学系	講師YM (47、男)	捏造、研究費不正	懲戒解雇、科研費返還、科研費申請書・報告書偽造による不正受給、文献7参照
7	2010年	神戸大学・大学院・人文学研究科	准教授HA (45、男)	盗用（剽窃、無断引用）	論文投稿・研究発表の禁止2年間（日本科学哲学会）、停職3カ月、文献8参照
8	(1) 1997～2009年、(2)、(3) ——	椋山女子大学・現代マネジメント学部	(1) 教授ST (60、男)、(2) 学部長(62、女)、(3) 教授(68、男)	(1) 盗用、(2) アカハラ、(3) セクハラ	(1) 停職6カ月と懲戒解雇、(2) 停職1カ月（辞職）、(3) 停職1カ月、文献9参照
9	2009～2011年	東京大学・社会科学研究所	助教AS (33、男)	盗用（博士論文など4点）	博士（教育学）の学位の取り消し、論旨解雇相当、2論文撤回、著書回収、文献10参照
10	——	——	——	盗用（疑惑）	詳細は不明、文献11参照
11	2007年3月	筑波大学・大学院・システム情報工学研究科	元大学院生L (31、男、中国、留学生)	盗用	修士の学位と課程修了の取り消し、学位記の返還請求、文献12参照

大学の調査に対し、HYは、論文を学術誌に早く掲載したい、論文の生産性を高めたい（本数を増やしたい）という焦りがあったと不正を認めた。そこで大学はHYを論旨解雇とした（4月30日）。大学を退職したHYは、茨城県内の民間病院に部長職として着任した（5月）。東京新聞の記事（6月24日）によれば、HYは、実験で得たデータを内容が似ている別の実験の結果として流用した。

2012年1月27日、大学は、告発27論文のう

ちの9論文と追加の1論文、計10論文（2004～10年、うち撤回7論文）で46件の不正（改竄）があったと発表した。大学HPに掲載された「研究者の不正行為についてのお詫びとご報告」によれば、調査の結果、実験日誌などは確認できたが、論文の画像のうち6点はオリジナル画像を確認できなかった。不正疑惑40件を69件に分解して検討した結果、不正46件、不正なし23件（適切18件、不注意で誤掲載2件、指摘が不適当3件）と認定した。

不正46件の内訳は、見栄えを良くするため画像を代用5件（オリジナル画像は未発見）、見栄えを良くするため画像を代用33件（オリジナル画像あり）、見栄えを良くするため実験データを流用8件だった。大学は、指摘27論文以外で、同じデータを2論文に掲載したケース1件——見栄えの良い画像を示すため異なる実験の画像を代用——を見だし、改竄と認定した。

大学は不正の動機として、論文の投稿から掲載までの期間の短縮、および、論文数増のためだったと認定した。これら10論文・46件は、不正と認識しながら実施したと確認できたため、改竄と認定した（クロ判定）。

二重投稿の疑い3件について大学は、指摘されたように、いずれも論文全体の約8割が同じだと確認した。しかし、いずれも抄録と誤認して投稿したもので、故意によるものでなかった、と認めた（シロ判定）。

大学は、不正認定10論文の著者（7筆頭著者、18共著者）の責任について検討し、HYだけが不正行為に関与した、と認定した。HYは、自らが筆頭著者の論文だけでなく、共著者の論文でも、実験データの選択、実験結果の解釈、英文作成などを担当した。HY以外の筆頭著者6人は、HYの指導を仰ぐ立場で、論文に口を挟めなかった。また、共著者は、論文の内容についてHYに任せていたうえ、どの不正も真正な結果に類似する見栄えの良いものを代用したため、特に疑念を抱かなかった。

大学は、不正認定8論文が公的補助金を得ているが、研究活動自体は適切に行っていたので、論文の結論に本質的な影響はなく、学術にも大きな影響はない、と判断した。そのため大学は、科研費補助金は返還しないこと

にした。大学は、HYの論旨解雇の他は、学長注意17人などとした。

厚生労働省・獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会は、同大学からの報告を受けて、同大学が「論文の結論に本質的な影響はなく、学術にも大きな影響はない、と判断した」ことについて、科学に対する基本的な姿勢として誤っていると見て、遺憾の意を表明した。しかし、2006年度以前の厚生労働科学研究費補助金の取扱規程に返還の定めがないため返還は求めない、と結論した。

2012年9月3日、獨協医科大学は、2人の博士（医学）の学位（2006年と2009年に授与）を6月26日に取り消したと発表した。この2人の論文のなかに不正認定論文1件および撤回論文1件が含まれていたため、大学は両者と面談したが、両者とも自主的に学位の返還を願い出て、承認された。

獨協医科大学は事例2の問題を受けて改善に取り組んだ。2012年12月1日に「獨協医科大学における研究者の不正行為防止に係る規程」を制定し、同月27日に「学位論文に係る不正防止についての取組」を発表して、（1）不正行為を防止する倫理教育の徹底、（2）宣誓書の提出、（3）研究ノートの提示、保管（オリジナル・データを含む、論文発表後10年間）、（4）外部委員の参画などを進めるとした。

（3）事例3は、大学の名誉教授が研究ノートでの盗用のため非常勤講師の解職と名誉教授の返上に到った事例である。

東北公益文科大学の元教授MH（72）は、2008年に定年退職後、特任教授を経て、2010年4月から名誉教授となった。MHは、2009年12月発行の大学紀要で発表した研究ノートで、慶応大学・福沢研究センター・客員研究

員STの著書『福沢諭吉と宣教師たち——知られざる明治期の日英関係』未来社（1999）を引用し、参考文献にあげた。しかし、どの部分をどこに引用したか曖昧であるなど、複数個所で引用表記が不適切だった。それに気づいたSTから、2011年2月16日、著作権侵害を指摘する手紙が大学に届いた。大学・論集編集委員会の調査に対してMHは、手紙の指摘を認め、名誉教授の称号の返上を申し出た。大学は同月25日、盗用を認定してMHの非常勤講師を解職し、名誉教授返上を承認した、と発表した。

（4）事例4は、三重大学・准教授が、前任の名古屋大学・助手の頃から研究不正を行っていたと判明したため、懲戒解雇された事例である。

「11次元」氏によれば、2010年10月に国際誌で2論文の同時撤回が国内外のサイトで話題になったことが告発のきっかけだった。同じ著者について、あるサイトで2011年2月に画像データの流用や改竄などの疑惑の指摘が10論文に達した。そこで「11次元」氏は、告発文書をつくって文部科学省と三重大学と名古屋大学に送付し、調査するよう申し立てた。対象者の一人がANで、名古屋大学・大学院・生命農学研究科・助手（1992～2004年）を経て、三重大学・大学院・生物資源学研究科・准教授に就任していた（2004年）。三重大学と名古屋大学は、協力しつつも、独立して調査を進めた。

三重大学は、10論文に2論文を追加した12論文について調査した。その結果、11論文について、一つの実験で得た結果（画像）を、他の異なる内容の実験結果（画像）として提示する不適切行為（画像データ流用）が、少

なくとも66件あったと認定した。うち27件は、画像の切り貼り、左右反転、上下反転、引き伸ばし等の画像操作の痕跡が確認できた。修士論文の画像データを異なる実験結果として使用する不適切な転用が3件あった。これら69件のうち、論文内容に影響するものが47件あった。

調査に対してANは、例えば2000年論文と2002年論文について、対応する実験ノートは揃っていたが、実験が適切に実施されたことを示す記録は、疑惑34件のうち1件分しかなかった。ANは、誤って不適切な実験結果を掲載した、適切な実験結果はPCクラッシュにより紛失したので提出できない、と説明したが、大学は認めなかった。加えて大学は、データ保全を適切に行わなかった点で大きな瑕疵がある、と指摘した。大学は、こうしたことや、論文執筆の状況、ヒアリングの結果から、不適切行為の実行者としてANが中心的役割を果たした、と結論した。大学は、不正認定69件を含む論文を自ら撤回するようANに要請した。

三重大学は、研究不正があったと認定し（2012年12月）、異議申し立て、再審査、役員会での検討などを経て、ANを懲戒解雇の懲戒処分とし、2013年5月10日に発表した。

名古屋大学も同じ日に調査結果を発表した。その内容は基本的に三重大学と同じで、対象者がANとそのかつての上司・B教授らであったこと、対象論文が疑惑10論文とB教授の研究室の136論文だったことが異なった。

名古屋大学によれば、不正認定11論文のうち、10論文はANが責任著者で、1論文はB教授が責任著者だった。この11論文について、ANに論文用の画像データが集約されていたが、ANは、論文掲載の画像データの多くは

自分が作成した、B教授は関与していない、と認めた。ANは、誤って不適切な画像1件を掲載したと認めたが、他は記憶が定かでない、意図的でない、と主張した。しかし、前述したように、実験が適切に実施されたことを示す実験記録は殆ど提出できなかった。

故意性を認めないANに対して名古屋大学は、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為へのガイドライン」の判断基準を適用した。つまり、「被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき」、及び、「被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき」、不正行為と認定する、という判断基準を採用して不正と認定し、ANがその実行者だったと判断した。

B教授について名古屋大学は、不正画像データの作成に関わっていないと認めたが、研究室責任者や共著者として監督責任があった、と認めた。

事例4を受けて名古屋大学は、実験の再現性・客観性の確保、実験ノートとオリジナルデータは長期保管が基本であること、公表実験データの事前確認、そして、論文共著者の相互確認の重要性について周知徹底し、研究不正の未然防止の環境を整える、と発表した。

(5) 事例5は、ブログサイトで論文不正疑惑が指摘されたことがきっかけで、文部科学省と2大学に告発文書が送付された結果、教授と准教授の懲戒処分に到った事例である。

ことの始まりは、「11次元」氏のサイトによ

れば、2011年2月23日にブログサイト「捏造、不正論文 総合スレ」で「297」氏が不正疑惑を指摘したことだった。同じ著者の不正疑惑の指摘が短期間で集まり、結果的に「11次元」氏が告発文書（申立書と別紙4点など関連資料15点）をつくって文部科学省、名古屋市立大学、熊本大学それぞれに送付し、調査するよう申し立てた（3月初旬）。

文部科学省あての申立書を見ると、被申立者は、名古屋市立大学・教授OK（2005年まで熊本大学・助教授）、准教授HN（2005年まで熊本大学・研究専攻生）など7人だった。（当時、OKは自らの研究にもとづいて発毛・育毛に関する企業など複数企業に関与していた。）申立者は、これら7人による研究（1997～2011年の17論文、うち11論文が公的補助金と関係）における不正疑惑28件（電気泳動像や顕微鏡像の流用——捏造、改竄、その複合——）について調べて回答するよう求めている。さらに申立者は、不正が確認された場合、論文撤回と公的研究費返還の措置をとるよう希望していた。

名古屋市立大学は実は、2月25日、上述の事例2や事例4を話題にしていた複数サイトを理事長が閲覧して事例5に気づき、理事長の指示で予備調査を行い、告発文書の到着を待って本調査に入ることを決めていた。取材に対しOKは、調査委員会に従って事実解明に協力する、実験データの真偽についてはコメントできない、と応じた。告発文書が届いたので、文部科学省、名古屋市立大学、熊本大学の三者が協議した結果、両大学が連携して調査することになった（3～4月）。

申し立てから1年後の2012年3月19日、名古屋市立大学と熊本大学は合同で調査結果を発表した。熊本大学は、OKが在籍した時期

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2003～2009年	東京医科大学	教授（52、整形外科）	二重投稿、盗用など？	文書厳重注意（大学）、論文撤回、調査（日本整形外科学会）、文献13参照
2	2010年	日本体育科教育学会	会員、講師HS（45？、男）	二重投稿（推定）	論文撤回、勤務校・新潟医療福祉大学での調査は不明、文献14参照
3	2009年	臨床漢方薬理研究会	代表、講師HCなど	二重投稿（余剰出版）	1論文撤回、勤務校・東海大学での調査は不明、文献15参照
4	2011年	(1) 自由社、 (2) 拓殖大学	(1) 元社員、 (2) 客員教授・代表執筆者FN	(1) 年表を丸写し、(2) 点検不十分	編集著作権の侵害を謝罪、教科書の訂正を申請、文献16参照
5	1989年	信州大学	学長YK（66、男）	著作権侵害の疑い	提訴→請求棄却（地裁、確定）、文献17参照
6	2009年2月～12月	金沢大学・医学部	教授KSなど	倫理指針に違反	研究中断、改善策を国に報告、文献18参照
7	(1) 2009年8月、 (2) 2010年3月	(1) 私立大、 (2) 福岡教育大学	(1) 教授（61、男）、(2) 編集委員会	(1) 不適切な発言、(2) 不適切な編集	紀要の回収、編集経緯など調査、文献19参照
8	2010年12月	埼玉医科大学・国際医療センター	教授NNなど	患者の同意書なし、倫理委員会の承認なし	教授：譴責、共著者4人：口頭注意、論文撤回、文献20参照
9	2007年1月～2011年5月	農業・食品産業技術総合研究機構	作物研究所の男性職員	カルタヘナ法に違反	機構に厳重注意（文部科学省）、文献21参照
10	2009年6月～2011年7月	第一三共株式会社	葛西研究開発センターの研究者ら	カルタヘナ法に違反	厳重注意（文部科学省）、文献22参照
11	2011年11月	武田薬品工業株式会社	湘南研究所の所員	カルタヘナ法に違反？	再発防止策などを指導（文部科学省）、文献23参照

(1997～2005年)の論文、つまり、指摘9論文と追加3論文、計12論文について調査した。名古屋市立大学は、指摘17論文と、米国神経科学会から不正疑惑を指摘された5論文、計22論文について調査した。計39論文はOKが責任著者だった。両大学は調査の結果、指摘15論文と追加4論文の計19論文で研究不正があった、と認定した。これらの論文で、組織画像流用（捏造）、泳動画像流用（捏造）、組織画像加工（改竄）、グラフ流用などが計42件認められた。

両大学はOKが不正に直接関与した証拠は見いだせなかった。しかし、不正19論文の著

者として名前があるのはOKだけで、しかもOKはそれらの責任著者だった。そこで名古屋市立大学は、不正は知らなかったと無関係性をOKは主張したが、三重投稿や同一写真を8論文に使い回したケースもあり、不正に気づいていなかったとは考えられない、と判断した。加えて、OKは、論文撤回理由を雑誌側に明示しない、責任著者なのに論文の撤回・修正はHNまかせ等の不誠実を繰り返したし、調査委員会への対応も同様だった。また、OKの研究室では、コントロールの流用等を不正と認識しない雰囲気があり、生データを用いた議論をほとんどせず提出された図表

のみで論文作りを進めていた。調査委員会が求めた実験データの一次資料は提出されなかった。実験ノートは、各自が購入して研究室を去るとき持ち去っており、作成していないケースもあるなど、実験ノートの記録・保管が不適切だった。そのため、実験を実施したか、実験の詳しい内容、いずれも確認できなかった。そこで名古屋市立大学は、OKについて、論文の責任著者、研究室の管理者・責任者として責務を果たさなかったと認め、OKを停職6カ月の懲戒処分とした（2012年3月19日）。OKは、再任用の申請を出さなかったため、3月末で任期終了・退職となった。

HNについて、名古屋市立大学は、計9論文（うち6論文で筆頭著者、責任著者は全てOK）で29件の捏造・改竄を行ったと認定した。これに対してHNは、論文作成中に仮に流用したデータや国際学会の発表練習用に加工したデータ——いわゆる仮置きデータ——を過失により投稿に使ったなどと釈明した。大学側は、加工は手が込んでおり釈明は到底信用できない、と退けた。HNは、2011年7月19日に退職願いを提出し、以後は調査に応じなかった。同大学は、HNについて、2012年3月31日付け退職とし、4月18日に懲戒解雇相当とした。

元研究専攻生（熊本大学）は、8論文で故意ではないが不正を行ったことを認めた。元大学院生（熊本大学）は、不正に関与した証拠はなく、実験記録もあるが、不正2論文の筆頭著者として責任があったと認められた。不正論文の共著者に大分大学・講師（当時）がいた。大分大学は、名古屋市立大学に、講師に不正は認められなかったと調査結果を報告した（2012年4月17日）。

名古屋市立大学は5月に調査を再開し、

2015年9月に科研費・補助金の返還に関する調査も終え、報告をまとめた。それを受けて日本学術振興会は、2016年3月31日、OKとHNについて、競争的資金等への応募・申請を7年間、制限すると発表した。一方、科研費・補助金の返還は請求しなかった。

（6）事例6は、大学の研究員の指摘がきっかけで、同じ大学の講師の研究不正と研究費不正が発覚し、講師が懲戒解雇された事例である。

大学の調査の結果、講師YMは、繰り返し実験データを捏造して国内外で学会発表を28回も行い、虚偽の実験データを含む研究計画調査・報告書を作成して日本学術振興会から科研費・補助金5件を受給していた（私的流用なし）と判明した。YMは、最初の研究期間に思ったデータが得られなかったため捏造を続けた、業績を出すため研究費が必要だった、などと認めた。YMは科研費を返還する意向を示した。科研費の申請について大学は記載事実を確認していなかった。大学は詳細を公表しなかったため、「見識疑う情報隠し」と報じられた。

（7）事例7は、学会誌の査読が機能した結果、准教授の盗用3件が明らかになった事例である。

神戸大学・准教授HAは、2010年1月、日本科学哲学会・学会誌『科学哲学』に論文を投稿した。同学会は、査読の段階で、イギリスの研究者の論文からの盗用がある——半分が引き写し——と気づくと、急きょ規程（筆者の記憶では2010年11月制定の「日本科学哲学会研究倫理規程」の前身に相当）を制定した。次いで、准教授の原稿に「非常に悪質な

剽窃行為」を認め、掲載不可とした（8月）。また、准教授に、24カ月の論文投稿禁止・研究発表禁止などを科した（9月14日）。同学会はこの件を神戸大学に連絡した。

連絡を受けて神戸大学は、まず大学院・人文学研究科が、准教授に同様の問題がないか調査した。その結果、2010年3月発表の論文（10月に撤回）と、2010年7月の口頭発表（英語論文、8月に抄録掲載取り止め）においても、計60カ所ほど盗用があると確認した。大学の調査に対し、准教授は、業績を上げようと焦っていた、と認めた。大学は、3論文等で盗用があったと認定し（2010年10月）、全学組織での調査などを経て、2011年7月1日、准教授を停職3カ月とした。

(8) 事例8は、17文献で盗用92カ所が確認されたため、教授が懲戒解雇された事例である。

2011年10月、椋山女学園大学・現代マネジメント学部で、盗用のため教授STが停職6カ月など3件の懲戒処分があった。盗用は学内通報で発覚し、大学が調査した。その結果、STは、1著書と4論文で、今村仁司の著書から14カ所の盗用を行った、と認定された。STは、ほかは問題ないと釈明した。しかし、追加調査の結果、STの4著書・8論文で、他人の7著作からの盗用78カ所が新たに見つかった。STは、追加調査に応じなかったうえ、反省の態度も示さなかった。そこで大学はSTを懲戒解雇した（2012年4月）。

(9) 事例9は、東京大学で2件目の博士の学位の取り消し事例である（1件目は文献1の拙稿（その6）参照）。

この事例9は、2011年5月22日、学外から

助教ASの論文などに盗用疑惑が指摘されて発覚した。大学は5月から調査したが、その結果、(ア) ASの学位請求論文（2009年7月）に他の研究者の文献からの盗用が14カ所あること（先行研究の論評の引き写し：引用表記なし13カ所、引用部分が不明確1カ所）、(イ) ASの2論文（2011年3月）は、どちらも約5割が他の研究者による複数の論文からの盗用であること、(ウ) 学位論文を元にしたASの著書『福祉国家への態度形成』（2011年3月、東洋館出版社）に（ア）と同様の盗用があることが判明した。調査に対してASは、基本的マナーが欠如していた、多くの方に迷惑をかけ反省している、と認めた。

博士論文で盗用が確認されたので、大学はASに授与した博士の学位を取り消した（12月5日）。大学は、調査を継続し、処分を検討した結果、AS（2012年2月12日退職）を論旨解雇の懲戒処分相当と決定した。なお、大学は、論文の撤回を進め、著書の回収を出版社に要請した。出版社は2011年12月に回収を始めたが、CiNiiで検索したところ、約40の大学図書館がまだ所蔵している。

(10) 事例10は、2011年12月15日、読売新聞「発言小町」に「論文を盗用されてしまいました」という投稿（トピ主MKの最初の書き込み）があり、所定期間内に計6件の書き込みがあった事例である。MKは、自分の論文が盗用されたと、国際誌とある大学の両方に指摘し、調査して盗用論文を撤回するよう求めたという。MKの書き込みに対して3件のレスがあり、その度にMKが謝辞などを書き込んでいるが、詳細は不明である。

(11) 事例11は、学外からの指摘で元大学

院生L（留学生）の盗用が発覚した事例である。

Lは2005年、筑波大学・大学院・システム情報工学研究科・博士前期課程に入学した。Lは、学位論文「米国におけるゲーミング産業分析及び日本に対する導入戦略の提案」(特定課題研究報告書、6人で分担)の第2章を執筆し、2007年3月に修了すると帰国した。

2010年5月26日、筑波大学は、他大学の研究者から盗用疑惑を指摘され、6月から調査した。その結果、L担当の第2章について、約66%と6個の図が、他大学の研究者の論文からの盗用だと認定した。Lは、大学のヒアリングに応じなかったが、盗用認定についてメールを送ってきた。しかし、その中身は異議申し立てでない、と大学は認めた。そこで大学は、2011年12月15日、修士の学位・課程修了の取り消しなどを決定し、英語、中国語、韓国語、日本語で大学HPに掲載した。そして大学は、論文盗用チェック・ソフト導入、学生に対する研究倫理教育の強化——特に著作権と引用に関する教育——などの対策を発表した。

その他の研究不正

その他の研究不正11件は表3にまとめた。ここでは、信州大学の名誉教授が、元同僚の学長を、図表の盗用（著作権侵害）で提訴して敗訴した事例5について記すにとどめる。

2011年7月19日、信州大学・名誉教授YH(78)は、学長YK(66)が助教授だったとき、メカトロニクスの入門書(1989)で担当した第2章で、YHの著書など5点から、リニアモーターの構造図や応用例の表など13点と複数の記述を盗用（著作権侵害）したと主張し、図表の使用禁止と削除、及び、謝罪文の大学

HP掲載などを求め、提訴した。YH側によれば、第2章の末尾に参考文献としてYHの著書などを示すだけでは、引用表記がないので不適切である。出版後、学内で問題になり、YKは盗用を認めて謝罪したが、図表を削除していなかった。YHは、2011年1月に学外の研究者から、どちらが先か質問され、未削除に気づいたという。

同年9月16日、第1回口頭弁論でYK側は請求棄却を主張した：YKの本は初歩的入門書で図表は簡略化しており、両者の表現には差異がある；YKの本では、編集方針で文献の引用表記は省略して参考文献に示すにとどめたが、出典は明示したし、引用表記省略については当時、両者で了解が成り立った；YHの図表13点は、自然科学の知見の一般的表現であり、著者の個性が表れていると評価できないから、著作権法の保護の対象でない。それゆえ、YKはYHの著作権を侵害していない、と。

2013年2月15日、地裁は、YHの請求を棄却した。判決は、学術的な図表は著作権の対象となるが、YHの図表13点は、リニアモーターの基本的な構造や性質を説明するもので、性質上、定型的で画一的な表現になり、創作性はないから、著作権の保護の対象にならない、と指摘した。YK側は妥当な判決だと述べた。一方、YHは、判決に納得しなかったが、もう争いたくないと控訴しなかった。

まとめ——クラウド査読を活かす仕組みを

2011年はクラウド査読による研究不正発覚が目立った年だった。「11次元」氏は、我が国のクラウド査読の代表的人物で、東大・助教ASの疑惑告発(2009年)や本稿の重大な研究不正の事例2、4、5などで成果をあげた。

しかし同氏は事例5でリスクに直面した。同氏は、2011年5月中旬、「名古屋市立大学の研究不正疑惑」と題したサイトについて、プロバイダーから発信者情報開示請求——請求者はOK（事例5）——に同意するか問い合わせを受け、同意しなかった。同氏は、その理由を回答文書で、事例5に関する公開情報は公共性・公益目的・真実性による免責の要件を満たしているので名誉毀損罪は成立しないし、さらに、そのような情報をもとに意見を述べており、個人を侮辱する表現はなく、不法行為や人権侵害はないから、プロバイダー責任制限法（第4条第2項）の要件を満たしていないので、発信者情報開示請求には同意しない、と記した。かつて同氏が掲示した回答文書など（東北地方の有名な大学の事例を含む）を見ると、疑惑の指摘に自信があり、法律や判例の知識があるとしても、容易に告発できるわけではない、と理解できる。

しかし、クラウド査読は成果をあげてきたので、リスクをなくし、善意とスキルを生かす仕組みをつくるのが望ましい。例えば、NPO法人・クラウド査読の会（仮称）を結成して、その代表を通じて論文の不正疑惑について、国立研究開発法人・科学技術振興機構・法務部・研究公正課に情報提供し、その責任で不正疑惑を処理していただく仕組みは作れないか。このNPO法人は、事案の検討について、インテリジェント・クラウド査読システムのような仕組み（非公開）を採用しても良い。また、不正検出ソフトの会社とノウハウや人材交流で協力関係を築いても良い。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。

例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事またはデータベース収録記事である。大学や研究所のHPに掲載された発表などは「理研20060303W」等と略記している。

- 1) 本誌所収の拙稿「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観」（その1～8）は、機関りポジトリで閲覧・入手できる。ここでは代表として拙稿（その8）のアドレスを示す。

<http://id.nii.ac.jp/1354/00001100/>

なお、関連する拙稿4件は下記サイトに掲載されている。

<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri.html>

- 2) 広島大学20110118W「学位授与の取消し及び学位記の返還について」、「本学「課程博士」学位授与の取消し及び学位記の返還について（概要）」、「本学「課程博士」学位授与の取消し及び学位記の返還について」（学長コメント）、毎日20110119W「論文盗用：07年の中国人留学生、広大が学位取り消し」、読売20110119W「広島大、中国女性の博士号取り消し 盗用論文」。
- 3) 「11次元」氏は、ネット上に申立書（獨協医科大学内部監査室への告発文書）などを掲載した。その一つ「捏造発覚から告発までの経緯」と題する文書で同氏は、2011年1月19日に教授HYらの論文を数編読んだところ、実験デザインが非科学的なため疑問をいだいたことが発端だった、論文の画像に注目したら流用が次々と発見できたので告発する予定だ、と記した。読売20110208W「「独協医大で論文不正」と告発文 調査委設置」、読売20110209W「「論文不正」補助金返還も 独協医大データ捏造の恐れ」、読売20110210W「「論文不正」調査委 独協医大が初会合」、毎日20110210W「独協医大：不正論文で調査 学長に告発文」、読売20110625W「論文不正の医大教授が論旨退職 処分軽いとの声」、読売20120127W「元独協医大教授らの論文不正、10本に46か所」、朝日20120128W「独協医大の元教授が実験データ改ざん 医学誌掲載の論文」、毎日20120128W「独

- 協医大：実験データ改ざん 元教授を論旨退職」、読売20120128W「論文改ざん「焦りあった」 独協医大、会見で明かす」、獨協医科大学20120203W「研究者の不正行為についてのお詫びとご報告」、厚生労働省・厚生科学審議会・科学技術部会・獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会20120726W「獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会報告書」、獨協医科大学20120903W「学位記取消について」、獨協医科大学20121227W「学位論文に係る不正防止についての取組」。
- 4) 毎日20110225W「東北公益文科大：研究論集を回収 著作権配慮欠き」、読売20110226W「公益大元教授論文不適切引用 非常勤講師を解職される」、山形20110226W「東北公益大名誉教授が不適切引用 慶応研究センター研究員の著作から」。
- 5) 「11次元」氏が同氏のサイトで公開した「捏造発覚から告発までの経緯」によれば、2010年10月に生化学の国際誌で2論文が同時に撤回されたことが発端だった。この撤回について、海外のサイト「Retraction Watch」で画像流用によるものと指摘され、翌11月には「論文撤回Watch」でも紹介されたが、雑誌側は撤回理由を示さないままだった。2011年1月、撤回理由が画像流用だと「論文撤回 Watch」で話題となり、同年2月に「捏造、不正論文 総合スレ」で新たな論文不正疑惑が話題となった。2月15日までに「捏造、不正論文 総合スレ」で指摘された新たな不正疑惑の論文が10本に達した。2月18日ごろ「11次元」氏は、文部科学大臣と日本学術振興会情報公開室に、研究計画調書と交付申請書の情報公開を請求し、告発の準備に入った。そして、申立書と関連資料11点のセットで「11次元」氏は、文部科学省（2011年2月22日付け）、三重大学（24日付け）、名古屋大学（22日付け）それぞれに不正疑惑の調査を申し立てた。朝日20110228W「三重大准教授、論文10本捏造の疑い 大学側が調査へ」、読売20110301W「三重大准教授、論文捏造か 告発文は66点指摘」、三重大学20130510W「大学教員の研究不正及び懲戒処分について」、三重大学研究行動規範委員会20130510W「不正行為の疑いが指摘された10論文に関する認定（概要）」、名古屋大学20130510W「名古屋大学の公的研究費を用いた研究における不正行為について」、名古屋大学2013510W「不正行為の疑いが指摘された10論文に関する調査概要」、毎日20130510W「不正論文：三重大が准教授を懲戒解雇 データを改ざん」。
- 6) NHK20110304W「名市大 論文ねつ造疑いで調査」、読売20110305W「名市大 教授らデータ捏造か 97年以降、論文17本 調査委設置へ」、名古屋市立大学20120319W「名古屋市立大学における研究上の不正疑惑に係る調査結果（概要）」、「研究上の不正疑惑に関する調査報告書」、熊本大学20120319W「熊本大学における研究上の不正疑惑に係る調査結果（概要）」、毎日20120320W「論文捏造：名市大准教授、懲戒解雇 老化研究で画像改ざん」、読売20120320W「捏造 准教授を懲戒解雇 名古屋市立大 論文の画像に不正」、朝日20120329W「論文執筆者に大分大元講師も 名古屋市立大捏造問題」、日本学術振興会20160331W「科学研究費補助金に係る研究活動の不正について」。
- 7) 朝日20110326W「科研費を不正受給 金沢大講師、懲戒解雇処分」、毎日20110326W「講師を懲戒解雇 金沢大」、読売20110326W「金大講師が科研費不正取得 計1600万円報告書のデータ捏造」、金沢大学20110328W「研究者倫理の遵守の徹底について」、読売20110427W「金沢大、見識疑う情報隠し 処分者の実名を非公表 プライバシー盾 研究内容も」。
- 8) 神戸大学20110701W「教員の懲戒処分について」、NHK20110701W「神戸大准教授論文盗用で処分」、毎日20110701W「論文盗用：神戸大、准教授を停職3カ月に」、読売20110702W「神戸大准教授を論文盗用で処分 停職3か月」。
- 9) 毎日20111025W「椋山女学園大：論文盗用や暴言、3教授停職処分」、NHK20111025W「女子大教授 無断引用で停職」、椋山女学園大学20111028W「現代マネジメント学部教授3名への停職処分に関する報道について（お詫び）」、椋山女学園20120424W「懲戒処分について」、NHK20120424W「椋山学園教授 盗用で懲戒免へ」、読売

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 20120424W「教授を免職 著書と論文、78か所が盗用・引用」。
- 10) 東京大学20111209W「東京大学社会科学研究所助教に係る論文等の不正行為及び博士の学位授与の取消しについて」、読売20111209W「東大助教が論文盗用、博士学位取り消し 2人目」、毎日20111209W「東大助教：論文盗用が発覚 学位取り消し」、朝日20111209W「東大、助教の博士号を取り消し 論文盗用と断定」、東京大学20120330W「懲戒処分（相当）の公表について」、読売20120330W「論文盗用の東大・安藤元助教を論旨解雇に」、東洋館出版社20111215W「『福祉国家への態度形成』お詫びとお知らせ」。
- 11) 読売20111215W「論文を盗用されてしまいました」（「発言小町」での投稿とレス）。
- 12) 筑波大学20111216W「修士の学位及び課程修了の取消しについて」、毎日20111217W「論文盗用：中国人男性が他大学の研究から 筑波大、修士学位取り消し」、読売20111217W「筑波大で中国人留学生が論文盗用 学位取り消し」。
- 13) この事例は盗用やギフト・オーサーシップの疑いが残る。朝日20110107W「東京医大教授、論文を二重投稿 大学側は厳重注意」、毎日20110107W「東京医大：教授が論文を二重投稿 厳重注意に」、NHK20110107W「“二重投稿” 教授を厳重注意」。
- 14) 日本体育科教育学会「規定違反と掲載取り消しに関するお知らせ」『体育科教育学研究』第27巻第1号58頁（2013）、世界変動展望20170409W「堀佐敏 新潟医療福祉大学が論文不正、取り消し！」。
- 15) 日本医学教育学会・編集委員会・委員長・福島統20110528W「雑誌「医学教育」掲載論文に対する二重投稿の疑いについて」、日本医学教育学会・編集委員長・福島統20110810W「雑誌「医学教育」の余剰出版による「論文削除」について」（『医学教育』第42巻第4号にも所収）、世界変動展望20170423W「日置智津子 近畿大らの論文が重複発表で削除！」。
- 16) 朝日20110613W「『つくる会』歴史教科書が年表丸写し 市民団体が指摘」、毎日20110801W「歴史教科書：他社の年表流用が発覚、自由社が回収」、読売20110801W「自由社の歴史教科書、他社の年表盗用 謝罪」、毎日20110802W「歴史教科書：自由社が訂正申請へ 年表流用で」、読売20110808W「自由社教科書の「広島原爆」写真、長崎のだった」、朝日20110808W「つくる会教科書、長崎原爆の写真を広島と誤記」、読売20110905W「歴史教科書の盗用問題、藤岡信勝氏が引責辞任」、毎日20110905W「『つくる会』：主導の中学歴史教科書 公立校で採用ゼロ」。
- 17) 毎日20110720W「提訴：信大名誉教授、著作権侵害で学長を「自著から図や表盗用」、朝日20110720W「『著作を盗用』と信大学長を提訴 名誉教授、図表削除求める」、読売20110720W「信大名誉教授が学長提訴 自著の内容を「盗用された」、毎日20110903W「信州大著作権侵害訴訟：「違法行為ではない」学長が見解」、朝日20110903W「『引用、違法でない』山沢・信大学長が答弁書 図表盗用訴訟」、毎日20110917W「信州大著作権侵害訴訟：学長側、初弁論で全面的に争う姿勢」、読売20110917W「著作権侵害巡る訴訟 信大学長側争う姿勢」、毎日20130216W「信州大著作権侵害訴訟：原告の請求棄却 地裁判決」、朝日20130216W「『学長が盗用』訴えを棄却 地裁、信大著作権訴訟」、読売20130216W「著作権侵害巡る訴訟 名誉教授の請求棄却」。
- 18) 朝日20110722W「金沢大が国の審査なくヒト幹細胞の臨床研究」、毎日20110723W「ヒト幹細胞：国承認得ず研究 「倫理規定見直しに時間」 金沢大が弁明 1年以上後発表」、読売20110723W「未承認で幹細胞使い臨床研究 金沢大グループ」。
- 19) 朝日20110825W「同和地域の中学に不適切発言 福岡教育大、論文集に記載」、読売20110825W「同和地区学校を不適切表現で例える 大学講演録」、毎日20110825W「不適切発言：福岡教育大が外部講師の講演記載論文集を回収」。
- 20) 埼玉医科大学20110920W「Committee Report」、共同20111018W「『書面で同意』と偽って論文発表 埼玉医大、教授ら処分」。
- 21) 毎日20111019W「遣伝子組み換え：拡散防護措置せず つくばの作物研究所」、文部科学省20111020W「遣伝子組換え生物等の不適切な使用等について」、農業・食品産業技術総合研究機構

20111020W「遺伝子組換え生物の不適切な使用について」、読売20111020W「遺伝子組み換え生物の管理不適切と嚴重注意」、毎日20111021W「遺伝子組み換え：拡散防護せず実験 つくば・作物研究所」。

22) 文部科学省20111020W「遺伝子組換え生物等の不適切な使用等について」、第一三共株式会社20111020W「遺伝子組換え生物の不適切な廃棄について」、読売20111020W「遺伝子組み換え生物の管理不適切と嚴重注意」、ミクスonline20111021W「第一三共 遺伝子組換え生物を不活化せず廃棄 環境影響なし 文科省から嚴重注意」。

23) 文部科学省20111201W「遺伝子組換え生物等の不適切な使用等について」、武田薬品工業株式会社20111201W「湘南研究所における汚染水の漏水事故発生について」、読売20111201W「遺伝子組み換え菌含む廃液、床に漏出 武田薬品」、読売20111202W「武田薬品研究所廃液漏れ 遺伝子組み換え菌など含む」、朝日20111202W「細菌含む廃液漏れる」、毎日20111202W「遺伝子組み換え大腸菌：武田薬品研施設内で廃液流出」。